

和光市日常生活圏域中央エリアにおける保育所等
整備事業（公有地利用分）の整備事業者の選定に係
る審査報告書

平成28年7月21日

和光市日常生活圏域保育所等
整備事業者選定委員会

1 経緯

本整備事業は、平成29年度における保育需要に対応するため、現在までの保育所等の整備状況を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画のグランドデザイン（日常生活圏域別のサービス基盤整備計画）の一部を変更し、待機児童の解消及び小規模保育事業所を卒園する子どもを受け入れる連携施設の整備を行うため、公有地（旧：市立武道館跡地）を活用して保育所等を整備する事業として、子ども・子育て支援会議における承認を経て公募を実施したものです。

公募の結果、事業者1社から公募申請書が提出されたため、当委員会は、申請者から提出された申請書類による申請者としての適格性の審査と、事業提案の内容を審査するための公開ヒアリングより整備事業者の選定を行いましたので、ここにその結果を報告します。

2 選定委員会委員（和光市日常生活圏域保育所等整備事業者選定委員会設置要綱）

職名	氏名	所属（要綱の委員区分）
委員長	東内 京一	保健福祉部長 （第2条第2項）
委員	星野 賢	建設部長 （第2項第1号）
〃	新坂 達也	保健福祉部次長兼こども福祉課長 （第2号）
〃	成田真理子	しらこ保育園園長 （第3号・市内の保育園の園長の職にある者）
〃	小川 晶	植草学園大学発達教育学部発達支援教育学科准教授（第4号・保育及び保育事業に関する専門的な知識経験を有する者）

3 選定の経過

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公募要項の配付 | 6月 6日（月）～6月30日（木） |
| (2) 申請書の提出期限 | 6月30日（木） |
| (3) 選定委員会及び公開ヒアリング | 7月21日（木） |

4 申請事業者及び事業提案の内容

- (1) 申請事業者
埼玉県さいたま市大宮区上小町264番地1
株式会社 ハッピーストーリー
代表取締役 柳原 和歌子
- (2) 申請事業者の法人格について

申請事業者の法人格は株式会社であるが、現在、社会福祉法人の設立手続を進めており、整備事業者として選定された際には、本年8月に設立予定の社会福祉法人（仮称：ことの葉会）に事業、所属職員及び財産等を承継・移行させ、社会福祉法人により運営を行う旨の確約書が提出されています。

(3) 事業提案の内容

- ア 必須事業 保育所・保育クラブ・送迎保育ステーション
- イ 任意事業 小規模保育事業（B型）

5 選定にあたっての考え方

当委員会では、公募申請書に記載された事業計画等の内容に加え、公開ヒアリングにおける事業者の提案内容の説明及び質疑応答により、総合的に評価を行いました。

選定は、各委員が申請事業者の提案内容等を100点満点で採点し、委員5名の評価点の平均点が70点を超えたときに、当該事業者を指定管理者の候補予定者とする事としました。

< 評価項目及び配点 >

① 応募の動機・運営方針等（15点）

項 目	配点
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5点
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5点
(3) 実績や経験など	5点

② 経営基盤の安定性、資金計画、設計の考え方（20点）

項 目	配点
(1) 施設整備等	10点
(2) 資金計画	10点

③ 提供するサービス・質及び事業展開の確実性（40点）

項 目	配点
(1) 提案事業	10点
(2) 保育計画及び給食対応	10点
(3) 安全対策、危機管理体制など	5点
(4) 虐待への対応	3点
(5) 苦情対応	3点
(6) 保護者との連絡	3点
(7) 人材育成	3点
(8) 個人情報保護	3点

④ 適正性（10点）

項	目	配点
(1)	管理運営体制など	10点

⑤ 事業参入に対する熱意等 (15点)

項	目	配点
(1)	総合的な事項について	15点

合計 100点

6 選定結果

(1) 選定結果

条件を付して、株式会社ハッピーストーリーを整備事業者とする。

(2) 「条件付選定」とする理由

当委員会における選定の結果、株式会社ハッピーストーリーは、委員5名の評価点数の合計500点満点中340点、全委員の評価点の平均点が68.0点となり、概ね選定基準点である70点を得ることができ、又新規事業への参入意欲や子ども・子育て支援事業に対する熱意が感じられました。

この度の公募は、待機児童解消及び小規模保育事業所の連携施設整備の必要性和緊急度を踏まえた整備事業であり、さらには、公有地利用という公共性が高く、整備事業及び運営に有利な条件であるにも関わらず、他の応募事業者がなかったという状況を考慮すると、再公募の実施により改めて選定を行うことは困難であると考えられることから、当委員会は、審査結果を踏まえて条件を付し、その条件の全てに対応することができる場合に限り整備事業者として選定することで、確実な事業履行と質の確保を図るべきものと考えます。

(3) 選定の条件

ア 市の指導に基づき、保育所保育指針の適正な運用を行うこと。

イ 保育所等において実施する事業については、市の指導・助言を受けて適切に実施すること。

ウ 保育クラブの運営及び送迎保育ステーション事業については、市の指導に基づき企画・運営を行うとともに、市との綿密な協議により事業の実行性を担保すること。

エ 整備及び運営主体を、株式会社から社会福祉法人に承継・移行させるに当たり、市民のために公共の福祉を担う社会福祉法人としての経営理念を明確に示すこと。

以 上